



鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)
号外第70号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(3)(総務課).....	1
	鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令(4)().....	3
	鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令(5)(職員課).....	5
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(6) (福利厚生室).....	5
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(7)().....	10

訓 令

鳥取県訓令第3号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和26年鳥取県訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(登録) 第3条の3 略 2 管守者は、前条の規定により公印を新調し、又は改	(登録) 第3条の3 略 2 管守者は、前条の規定により公印を新調し、改刻し、

刻したときは、総務課長に公印の登録を請求しなければならない。

3 総務課長は、前項の請求があったときは、当該公印の登録をし、その旨を当該請求者に通知するものとする。

4 総務課長は、前条第2項の規定により公印の廃止を認めるときは、当該公印の登録を抹消するものとする。

5 管守者は、第3項の通知を受けた後でなければ、当該公印を使用してはならない。

(公印省略文書)

第6条 次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。

(1) 県の機関又は県内の他の地方公共団体あての往復文(通達、依命通達及び発信名義が知事又は出納長であるものを除く。)

(2)-(5) 略

(公印の持ち出し)

第7条 公印(総務課長が管守者であるものを除く。)は、管守者の承認を受けた場合を除き、管守者の指定する場所以外の場所に持ち出し使用してはならない。

2 総務課長が管守者である公印を総務課長の指定する場所以外の場所に持ち出し使用する場合は、別に定めるところによる。

別表(第2条関係)

公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要
1~9 略				
9の2 防災 監印 第1号	鳥 取 県 防災監印	22ミリメー トル平方	総務課長	
	防 災 鳥 災 監 取 印 監 県			
第2号	防 災 鳥 災 監 取 印 監 県	22ミリメー トル平方	総務課長	縦書きの文書用
9の3 行政 監察監印 第1号	鳥 取 県 行 政 監 察 監 印	22ミリメー トル平方	総務課長	
	察 行 鳥 監 政 取 印 監 県			
第2号	察 行 鳥 監 政 取 印 監 県	22ミリメー トル平方	総務課長	縦書きの文書用
10 略				
11 課(室) 長印 第1号	鳥 取 県 何 部(局)何 課(室)長印	21ミリメー トル平方	主 務 課 (室)長	

又は廃止したときは、総務課長に公印の登録又は登録の抹消を請求しなければならない。

3 総務課長は、前項の請求があったときは、当該公印の登録又は登録の抹消をし、その旨を当該請求者に通知するものとする。

4 管守者は、前項の通知を受けた後でなければ、当該公印を使用し、又は廃棄してはならない。

(公印省略文書)

第6条 次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。

(1) 県の機関又は市町村あての往復文(通達、依命通達及び発信名義が知事又は出納長であるものを除く。)

(2)-(5) 略

(公印の持ち出し)

第7条 公印は、管守者の承認を受けた場合を除き、管守箇所以外に持ち出し使用してはならない。

2 総務課長が管守者である公印を管守箇所以外に持ち出し使用する者は、総務課長に申請しなければならない。

3 総務課長は、前項の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは当該申請者に通知するものとする。

別表(第2条関係)

公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要
1~9 略				
9の2 防災 監印 第1号	鳥 取 県 防災監印	22ミリメー トル平方	総務課長	
	防 災 鳥 災 監 取 印 監 県			
第2号	防 災 鳥 災 監 取 印 監 県	22ミリメー トル平方	総務課長	縦書きの文書用
10 略				
10の2 行政 監察監印 第1号	鳥 取 県 総 務 部 行 政 監 察 監 印	22ミリメー トル平方	行 政 監 察 監	

第 2 号	鳥取県何部 何局何課 (室)長印	21ミリメ トル平方	主務課 (室)長		11 課(室) 長印	鳥 取 県 何部(局)何 課(室)長印	21ミリメ トル平方	主務課 (室)長	
第 3 号	鳥 取 県 総務部自治 研修所長印	21ミリメ トル平方	自治研修 所長		第 2 号	鳥取県何部 何局何課 (室)長印	21ミリメ トル平方	主務課 (室)長	
第 4 号	鳥 取 県 生活環境部 衛生環境 研究所長印	21ミリメ トル平方	衛生環境 研究所長		第 3 号	鳥 取 県 商 工 労働部産業技 術センター長印	21ミリメ トル平方	産業技術 センター長	
第 5 号	鳥 取 県 商 工 労働部産業技 術センター長印	21ミリメ トル平方	産業技術 センター長		第 4 号	鳥 取 県 商 工 労働部産業技 術センター長印 何所(研究 所名)専用	21ミリメ トル平方	産業技術 センター 各研究所長	
第 6 号	鳥 取 県 商 工 労働部産業技 術センター長印 何所(研究 所名)専用	21ミリメ トル平方	産業技術 センター 各研究所長		第 5 号	鳥取県農林 水産部農業 大学校長印	21ミリメ トル平方	農業大学 校長	
第 7 号	鳥取県農林 水産部農業 大学校長印	21ミリメ トル平方	農業大学 校長		第 6 号	大 水 鳥 学 産 取 校 部 県 長 農 農 印 業 林	21ミリメ トル平方	農業大学 校長	縦書きの文書用
第 8 号	大 水 鳥 学 産 取 校 部 県 長 農 農 印 業 林	21ミリメ トル平方	農業大学 校長	縦書きの文書用					
第 9 号	鳥取県行政 監察監行政 監察室長印	21ミリメ トル平方	行政監察 室長						
11の2 工事 検査室長印 第 1 号	鳥取県行政 監察監行政 監察室工事 検査室長印	21ミリメ トル平方	行政監察 室工事検 査室長		11の2 工事 検査室長印 第 1 号	鳥 取 県 総務部行政 監察室工事 検査室長印	21ミリメ トル平方	行政監察 室工事検 査室長	
12~22 略					12~22 略				

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程(平成16年鳥取県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動後号等」という。)が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改

正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 本庁(鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第2条第2項に規定する本庁(総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校(以下「特定機関」という。)を除く。)をいう。)及び出納局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関及び特定機関をいう。</p> <p>(4)~(9) 略</p> <p>(10) 所管課 それぞれの文書等を所管する課(鳥取県行政組織規則第6条の規定により設置された課(特定機関を除く。)をいう。以下同じ。)又は出納局をいう。</p> <p>(11)~(18) 略</p> <p>(回議)</p> <p>第51条 起案文書は、決裁を受ける前に回議をするものとし、回議を受ける者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正当決裁権者が知事である事項に係る起案文書</p> <p>ア 地方機関等(総合事務所及び特定機関を除く。)にあっては、起案文書に係る事務を所掌する地方機関等の長</p> <p>イ 総合事務所において、起案文書に係る事務を所掌する総合事務所長及び局長等(鳥取県行政組織規則第26条の3第1項の表の第2欄に掲げる局及び県税事務所の長をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 特定機関にあっては、起案文書に係る事務を所掌する部局の長及び特定機関の長</p> <p>(2) 正当決裁権者が部局の長である事項に係る起案文書 起案文書に係る事務を所掌する特定機関の長</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 本庁(鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第2条第2項に規定する本庁(商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校を除く。)をいう。)及び出納局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関並びに商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校をいう。</p> <p>(4)~(9) 略</p> <p>(10) 所管課 それぞれの文書等を所管する課(鳥取県行政組織規則第6条の規定により設置された課(商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校を除く。)をいう。以下同じ。)又は出納局をいう。</p> <p>(11)~(18) 略</p> <p>(回議)</p> <p>第51条 起案文書は、決裁を受ける前に回議をするものとし、回議を受ける者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正当決裁権者が知事である事項に係る起案文書</p> <p>地方機関等(総合事務所を除く。)にあっては起案文書に係る事務を所掌する地方機関等の長、総合事務所において起案文書に係る事務を所掌する総合事務所長及び局長等(鳥取県行政組織規則第26条の3第1項の表の第2欄に掲げる局及び県税事務所の長をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県訓令第 5 号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（表彰の種類） 第 4 条 略 2 略 3 部長表彰は、部長（防災監、部長、文化観光局長、 <u>行政監察監、出納局長及び労働委員会事務局長をいう。</u> 以下同じ。）が前条第 1 項各号のいずれかに該当する 職員に対して行う。 4 略	（表彰の種類） 第 4 条 略 2 略 3 部長表彰は、部長（防災監、部長、文化観光局長、 出納局長及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。） が前条第 1 項各号のいずれかに該当する職員に対して 行う。 4 略

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県訓令第 6 号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の

表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後					改 正 前					
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					
被服の交付を受ける職員	品 目	員 数	使 用 期 間 (月)	形 状	被服の交付を受ける職員	品 目	員 数	使 用 期 間 (月)	形 状	
略					略					
消防課	保安担当の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	略			消防課	保安係の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	略			
略					略					
地域自立戦略課	中山間地域振興担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			地域自立戦略課	過疎・中山間地域振興担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
					行政監察室	工事検査室の職員のうち工事検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 2 2	60 60 60	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
障害福祉課	療育発達担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			障害福祉課	療育・整備担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
環境政策課	1 略				環境政策課	1 略				
	2 水環境室の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり					
衛生環境研究所	1 保健衛生室及び食品衛生室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり					
	2 水環境室、環境化学室及び大気・地球環境室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり					
循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり					
県民生活課	消費生活担当の職員のうち計量器等の検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	2 2 2 1	60 60 60 48	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり					
					環境政策課	2 水環境室の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
					環境政策課	3 自然環境保全担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) キャラバンシューズ ヤッケ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
					循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり

食の安全推進課	水道担当の職員のうち水道施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		
	景観まちづくり推進担当及び建築指導づく担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり		
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり		
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり		
ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴		1 1 1	36 36 36				
公園自然課	自然環境保全担当及び自然公園担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) キャラバンシューズ ヤッケ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		
	住宅政策課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	
		産業技術センター	1 技術開発室産業デザイン科の業務に従事する技術職員	略			
			2 技術開発室応用電子科の業務に従事する技術職員	略			
3 技術開発室有機材料科の業務に従事する技術職員			略				
4及び5 略							
略							
道路企画課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		
	道路建設課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	
		略					
		治山砂防課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ キャラバンシューズ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
市瀬地区生活安定推進室			常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ キャラバンシューズ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
	空港港湾課		常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
			行政監察室	工事検査室の職員のうち工事検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 2 2	60 60 60
		略					
西部総合事務所		1及び2 略					
3 農林局米子農業改良普及所	略						

食の安全推進課	水道担当の職員のうち水道施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		
	住宅政策課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	
		経済交流課	計量係の職員のうち計量器等の検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	2 2 2 1	60 60 60 48	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
			産業技術センター	1 技術開発室産業デザイン科の業務に従事する技術職員	略		
2 技術開発室応用電子科の業務に従事する技術職員				略			
3 技術開発室有機材料科の業務に従事する技術職員	略						
4及び5 略							
略							
道路課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		
	略						
	治山砂防課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ キャラバンシューズ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	
		空港港湾課	漁港室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
建築課			常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
			略				
	西部総合事務所		1及び2 略				
	3 農林局米子農業改良普及所	略					

衛生 検査 所	従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	1 2	36 60	図1のうち上衣のとおり 図1のうちズボンのとおり	衛生 検査 所	従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	1 2	36 60	図1のうち上衣のとおり 図1のうちズボンのとおり
						衛生 環境 研究 所	1 保健衛生室及 び食品衛生室の 職員のうち室長、 研究員及び衛生 技師の職務に従 事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 60 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
							2 水環境室、環 境化学室及び大 気・地球環境室 の職員のうち室 長、研究員及び 衛生技師の職務 に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 60 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
略						略					
水産 試験 場	1 漁場開発室及 び海洋資源室の 業務に従事する 職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 防寒服 防寒ズボン 雨合羽(上衣、ズ ボン及び頭巾)	2 2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 24	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	水産 試験 場	1 漁場開発科及 び海洋資源科の 業務に従事する 職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	60 60 60 60 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
	2 第1鳥取丸の 乗組職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 防寒服 防寒ズボン 雨合羽(上衣、ズ ボン及び頭巾) ゴム製半長靴 作業帽	2 2 2 1 1 1 1 1	24 24 12 36 36 12 12 12	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり 図9のとおり		2 第1鳥取丸の 乗組職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 雨合羽(上衣、ズ ボン及び頭巾) ゴム製半長靴 作業帽	2 2 2 1 1 1	24 24 12 12 12 12	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり 図9のとおり
栽培 漁業 セン ター	1 略 2 生産技術室及 び増殖技術室の 業務に従事する 職員	略				栽培 漁業 セン ター	1 略 2 生産技術科及 び増殖技術科の 業務に従事する 職員	略			
略						略					
地方 県土 整備 局	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	地方 県土 整備 局	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
鳥取 空港 管理 事務 所	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	鳥取 空港 管理 事務 所	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
鳥取 港湾 事務 所	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	鳥取 港湾 事務 所	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
工事 検査 出張 所	工事検査の業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 2 2	60 60 60	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	工事 検査 出張 所	工事検査の業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 2 2	60 60 60	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
中部 総合 事務 所・ 西部 総合 事務 所・ 日野 総合 事務 所・ 東部 県税	略					中部 総合 事務 所・ 西部 総合 事務 所・ 日野 総合 事務 所・ 東部 県税	略				

(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関(次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等)をいう。

鳥取県 中部総 合事務 所	略
	鳥取県中部総合事務所県税局
鳥取県 西部総 合事務 所	略
	鳥取県西部総合事務所県税局
	鳥取県西部総合事務所福祉保健局
	鳥取県西部総合事務所農林局(大山農業改良普及所を除く。)
	鳥取県西部総合事務所農林局大山農業改良普及所
鳥取県 日野総 合事務 所	略
	鳥取県日野総合事務所県土整備局
略	

(4) 地方機関等 地方機関、総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、商工労働部産業技術センター(機械素材研究所及び食品開発研究所を除く。)、商工労働部産業技術センター機械素材研究所及び商工労働部産業技術センター食品開発研究所並びに農林水産部農業大学校をいう。

(5) 略

別表第2(第9条関係)

区分	産業医
略	
2 鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域内に置かれた地方機関等	鳥取保健所長の職にある者
3 略	
4 米子市、境港市及び西伯郡の区域内に置かれた地方機関等(総合療育センターを除く。)	米子保健所長の職にある者
5 略	

(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関(次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等)をいう。

鳥取県 中部総 合事務 所	略
	鳥取県中部総合事務所中部県税事務所
鳥取県 西部総 合事務 所	略
	鳥取県西部総合事務所西部県税事務所
	鳥取県西部総合事務所農林局(西伯農業改良普及所を除く。)
	鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所
	略
鳥取県 日野総 合事務 所	略
	鳥取県日野総合事務所県土整備局
鳥取県 東部福 祉保健 局	鳥取県東部福祉保健局(八頭支局を除く。)
	鳥取県東部福祉保健局八頭支局
略	

(4) 地方機関等 地方機関、商工労働部産業技術センター(機械素材研究所及び食品開発研究所を除く。)、商工労働部産業技術センター機械素材研究所及び商工労働部産業技術センター食品開発研究所並びに農林水産部農業大学校をいう。

(5) 略

別表第2(第9条関係)

区分	産業医
略	
2 鳥取市及び岩美郡の区域内に置かれた地方機関等	鳥取保健所長の職にある者
3 八頭郡の区域内に置かれた地方機関	鳥取保健所長が医師である所属職員のうちから指名する者
4 略	
5 米子市、境港市及び西伯郡の区域内に置かれた地方機関等(皆生小児療育センターを除く。)	米子保健所長の職にある者
6 略	

6 総合療育センター

総合療育センター
院長が医師である
所属職員のうちか
ら指名する者

7 皆生小児療育センター

皆生小児療育セン
ター院長が医師で
ある所属職員のうち
から指名する者

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。